

100th野沢温泉スキー場は
来シーズンで開業100周年

冬よ、つづけ。

野沢温泉スキー場 グレンデマップ2023

- 凡例**
- ゴンドラ
 - リフト
 - 遊ロード(動く歩道)
 - 公衆電話
 - チケットセンター
 - トイレ
 - 上級者コース
 - 中級者コース
 - 初級者コース
 - ポール(要予約)
 - コース
 - ナイター
 - バトロール
 - ジップスカイライド
 - スキースクール
 - レンタル
 - 託児所
 - レストラン
 - 更衣室・スキーロッカー
 - インフォメーション
 - シャトルバス乗場
 - 駐車場
 - ソリグレンデ
(キッズパークは
レストハウスやまびこ横)

※警告：スキー場管理区域外はバトロールが救助に行くことができませんのでご注意ください。



信州 野沢温泉スキー場

〒389-2502 長野県下高井郡野沢温泉村豊郷7653
tel.(0269)85-3166
fax.(0269)85-2201
https://nozawaski.com

総案内 スキー場管理事務所
TEL.0269-85-3166

落し物、
こまった時は
日影スキーセンター(8:30~17:00)
TEL.0269-85-2133

ケガをした時
発見した時は
スキー場バトロール本部(8:30~17:00)
TEL.0269-85-3456

野沢温泉村スキー場安全条例

(目的)
第1条 この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場(以下「スキー場」という。)におけるスキー場利用者(以下「スキーヤー」という。)、野沢温泉村(以下「村」という。))及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例(昭和43年条例第1号)第10条第1項により指定を受けた者(以下「指定管理者」という。))の責務を明確にし、スキー場内における事故防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにすることを目的とする。

(遵守義務)
第2条 スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウィンタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準(以下「本条例等」という。)を遵守しなければならない。

(雪上スポーツの特例)
第3条 スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、道標状況等に自己の技量、技術を対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自負し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

(スキーヤーの責務)
第4条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第5条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第6条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第7条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第8条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第9条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第10条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第11条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第12条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第13条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第14条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第15条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第16条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第17条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第18条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第19条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第20条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第21条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第22条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第23条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第24条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第25条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第26条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第27条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第28条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第29条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第30条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第31条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第32条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第33条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第34条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第35条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第36条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第37条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第38条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第39条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第40条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第41条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第42条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第43条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第44条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第45条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第46条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第47条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第48条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第49条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第50条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第51条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第52条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第53条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第54条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第55条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第56条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第57条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第58条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第59条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第60条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第61条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第62条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第63条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第64条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第65条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第66条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第67条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第68条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第69条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第70条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第71条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第72条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第73条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第74条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第75条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第76条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第77条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第78条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第79条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第80条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第81条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第82条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第83条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第84条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第85条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第86条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第87条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第88条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第89条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第90条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第91条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第92条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第93条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第94条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第95条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第96条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第97条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第98条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第99条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

(スキーヤーの指示に従う)
第100条 スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に責任を負い、かつ安全を確保しなければならない。

野沢温泉村では、野沢温泉スキー場を訪れるお客様が、より安全にスノースポーツを楽しんでいただくことを目的に、全国に先駆けて「野沢温泉村スキー場安全条例」を定めました。これは、村・スキー場管理者にしっかりと安全対策を確保することを求めると同時に、スキー場利用者に対して最低限のルールとマナーを守っていただき、楽しい思い出を持ち帰っていただくために定めたものです。

滑走可能用具

スキー Ski	スノーボード Snowboard	スノースクート Snowscoot	スノーフィート Snowfeet
スノモト Snowmoto	エアボード Air board	セパレートスノーボード Separate snowboards	スノースケート Snowskate

上記滑走具以外はソリ専用グレンデ及びキッズパークでお楽しみください。
※リーシュコードは必ず装着ください。 ※表示滑走具以外はリフトに搭乗できません。
※スノーシューは日影ゴンドラリフト、長坂ゴンドラリフト、上ノ平フォーリフトのみ乗車可能です。

新雪エリア(非圧雪)

スキー場管理区域

スキー場管理区域外

立入禁止エリア

自己責任特別エリア
(やまびこ)

※救助を必要とする場合
救助費用が発生します。

スキー場利用規則

- 1.他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない
- 2.地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- 3.前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- 4.追い越すときは、その人との間隔を十分に保たなければならない。
- 5.滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよけて安全を確認しなければならない。
- 6.コースの中で座り込んではいけません。せまい所や上から見通せない所は立ち止まることも慎まなければならない。転んだときは、そばやコースを避けなければならない。
- 7.止るとき、歩くときは、コースの端を利用しなければならない。
- 8.スキーやボードには、流れ止めをつけなければならない。
- 9.指示・標識・場内放送等の注意を守り、スキー・バトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
- 10.事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

- 財団法人 日本鋼索交通協会
- 財団法人 全日本スキー連盟
- 公益社団法人 日本プロスキー教師協会
- 日本スノーボード協会

リフト利用時の注意

あなたの行動は、あなたと他の利用者全員の安全に関わります。リフトの利用にあたっては、責任と義務がともないます。次のことを守ってください。

- <乗車時>
- 1.リフト利用に不安な場合は、申し出て下さい。
 - 2.のりばの表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください。
 - 3.乗りこえたら、直ぐにリフトから離れてください。
 - 4.スキーヤーは、ストックがとなり人の迷惑にならないように注意してください。
 - 5.リュック等はヒザにのせ、衣服等のヒモにも注意してください。
 - 6.ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたててください。
- <乗車中>
- 1.セフティーバーを下ろし、深く膝をかけてください。
 - 2.乗っている時は、次のことを行わないでください。
 - (1) イスを揺らすこと。
 - (2) イスから飛び降りること。
 - (3) イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること。
 - (4) ストック等で柱などにあたること。
 - 3.リフトが止まっても飛び降りないでください。
- <降車時>
- 1.「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐに進んでください。

グレンデ・コース

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| 1 やまびこグレンデAコース | 1,300m |
| 2 やまびこグレンデBコース | 800m |
| 3 やまびこグレンデCコース | 850m |
| 4 やまびこグレンデDコース | 1,250m |
| 5 やまびこグレンデEコース | 1,000m |
| 6 小毛無グレンデAコース | 200m |
| 7 小毛無グレンデBコース | 200m |
| 8 上ノ平グレンデ | 2,000m |
| 9 上ノ平グレンデファミリーレーン | 800m |
| 10 パラダイスグレンデ | 1,200m |
| 11 湖の峰グレンデAコース(閉鎖中) | 800m |
| 12 湖の峰グレンデBコース | 700m |
| 13 水無グレンデAコース | 800m |
| 14 水無グレンデBコース | 700m |
| 15 ブナ林コース | 2,500m |
| 16 シュナイダーコース | 1,500m |
| 17 チャレンジコース | 1,200m |
| 18 チャレンジ39度のカベ | 300m |
| 19 ユートピアAコース | 400m |
| 20 ユートピアBコース | 350m |
| 21 林間コース | 5,000m |
| 22 牛首コース | 1,200m |
| 23 黒鞍コース | 550m |
| 24 カンダハグレンデ西コース | 990m |
| 25 カンダハグレンデ東コース | 990m |
| 26 スカイラインコース | 3,500m |
| 27 グランプリコース | 800m |
| 28 ジャンピングコース | 500m |
| 29 ジャンピングAコース | 600m |
| 30 日影グレンデBコース | 200m |
| 31 日影のカベ | 200m |
| 32 伊勢宮グレンデ | 350m |
| 33 長坂グレンデ | 700m |
| 34 向林コース | 200m |
| 35 橋沢グレンデ | 3,000m |
| 36 はちまんコース | 250m |
| 37 林間コース(ショートカット) | 250m |
| 38 長坂連絡コース | 1,000m |
| 39 クマタカコース | 1,300m |
| 40 キツネコース | 650m |
| 41 橋沢連絡コース | 1,050m |
| 42 カモシカコース | 950m |
| 43 タヌキコース | 900m |
| 44 ウサギコース | 500m |
| 45 野沢温泉シャングゼ | |
| 46 オリビックススポーツパーク
南原クロスカントリーコース | |

ゴンドラ・リフト

- | | |
|------------------|--------|
| 1 長坂ゴンドラリフト | 3,129m |
| 2 日影ゴンドラリフト | 2,274m |
| 3 やまびこフォーリフト | 1,097m |
| 4 やまびこ第2フォーリフト | 732m |
| 5 スカイライン連絡ベアリフト | 198m |
| 6 上ノ平フォーリフト | 1,752m |
| 7 パラダイスフォーリフト | 934m |
| 8 湖の峰ベアリフト(休止中) | 623m |
| 9 水無トリプルリフト(休止中) | 547m |
| 10 チャレンジベアリフト | 1,223m |
| 11 ユートピアベアリフト | 401m |
| 12 カンダハベアリフト | 872m |
| 13 日影フォーリフト | 523m |
| 14 遊ロード(動く歩道) | 288m |
| 15 日影トリプルリフト | 201m |
| 16 長坂トリプルリフト | 271m |
| 17 長坂ベアリフト | 664m |
| 18 長坂ゴンドラ連絡ベアリフト | 431m |
| 19 橋沢ベアリフト(休止中) | 1,031m |

グレンデ内レストラン・食堂ガイド

エリア/店舗名	電話(0269)
やまびこエリア	
2 レストハウス やまびこ	☎85-3523
3 キッチン セアボス	☎85-3523
上ノ平エリア	
4 上ノ平ロッヂ	☎85-2603
パラダイスエリア	
5 はくぎん	☎85-2617
6 パノラマハウス ふな	☎85-3894
7 太郎小屋	☎85-2245
8 上ノ平山荘	☎85-2248
10 ユートピア食堂	☎85-3055
伊勢宮エリア	
12 カシ米尔ハウス	☎85-3179
13 ロッヂ でんべん	☎85-3838
16 三井食堂	☎85-2997
日影エリア	
17 グリーンハウス マルトミ	☎85-2838
19 ONEDAY	☎85-2275
20 サン・ヤマキ	☎85-2800
21 Snow base 七良兵衛 日影店	☎85-2519
22 カフェ&レスト オリーブ	☎85-3732
23 食事処 かずみ	☎85-2453
32 久保田食堂	
長坂エリア	
24 山のホテル 大瀬レストラン	☎85-4000
25 食処 河廣	☎85-2458
26 CAFÉ STEP	☎67-0112
27 レストラン カントリーババ	☎85-2646
30 野沢温泉/リーナー シャンテル	☎85-4567
31 Nagasaki Café	☎85-3166

※時間帯により異なる場合があります。

任意保険
ご加入のすすめ

当スキー場では、万が一の事故やケガ、用品の損害等に備え、事前に任意の保険に加入されることをおすすめ致します。
※保険へのご加入、及び費用負担はお客様ご自身の判断と責任において行ってください。※当スキー場では保険のあつせん及び契約取扱等は行っていません。

代に替すため、その安全に努めなければならない。
(事故等の通報及び援助義務)
第13条 第7条第1項に定めるスキー場区域内において発生した事故の当事者、発見者及び目撃者(以下「事故の当事者」という。))は、バトロール係員に事故の状況を正確に伝えるとともに、けがを援助しなければならない。
2 事故の当事者は、自己の存在を告げなければならない。
(補則)
第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。
附則
この条例は、平成22年12月1日から施行する。

第9条 雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車(以下「雪上車」という。))の管理者及び運転者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上車行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。
(指定管理者の責務)
第10条 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは且つそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその他の者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。
(健康救助費用の弁償)
第11条 スキーヤーは、第7条第1項に定められたスキー場区域に属さない区域において発生した事故により健康救助を受けた場合は、その費用を指定管理者に弁償しなければならない。
(環境と景観保全の義務)
第12条 スキーヤー、村及び指定管理者は、自分達が思っている環境と景観を次

等を守らなければならない。
(競技者の責務)
第6条 競技者は、滑走タイムや技術を追求することから、競技を行っていないグレンデを滑走する場合は、他のスキーヤーに恐怖を与える滑走をしてはならない。
(村の責務)
第7条 村長は、スキー場区域に定めなければならない。
(指定管理者の責務)
第8条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第9条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第10条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第11条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第12条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第13条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第14条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第15条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第16条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第17条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第18条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第19条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第20条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第21条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第22条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第23条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第24条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第25条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第26条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第27条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第28条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第29条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第30条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第31条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第32条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第33条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第34条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第35条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第36条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第37条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)
第38条 指定管理者は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。
(スキーヤーの責務)